

告示

埼玉県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
楓薬局	所在地	上尾市壱丁目一五〇 一	上尾市壱丁目東三七一 一〇
松伏町訪問リハビリ看護ステーション	所在地	北葛飾郡松伏町田中 二―二五―一一	北葛飾郡松伏町田中一 一―二―二

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前		変更後	
		所在地	名称	所在地	名称
石坂 雅春	施術所	本庄市前原二―六 ―一五森川マンシ ヨン二〇四		本庄市寿一―二一 ―一一	
関口 尚史	施術所	本庄市前原二―六 ―一五森川マンシ ヨン二〇四		本庄市寿一―二一 ―一一	
田島 美紀	施術所	熊谷市柿沼一〇一 四―三		本庄市寿一―二一 ―一一	
渡邊 祐司	施術所	(施術所の追加)		株式会社エールケア サービス 鴻巣市前砂二四八 ―四	
石井 俊彦	施術所	本庄市前原二―六 ―一五森川マンシ ヨン二〇四		本庄市寿一―二一 ―一一	
奥出 雅一	施術所	志木市本町五―一 七―五―二〇一	おくで志木鍼灸院	志木市本町六―二 二―一六	チャクラ鍼灸院
吉崎 淳一	施術所	本庄市前原二―六 ―一五		本庄市寿一―二一 ―一一	
高橋 昌平	施術所	本庄市前原二―六 ―一五		本庄市寿一―二一 ―一一	
新井 努	施術所	本庄市前原二―六 ―一五		本庄市寿一―二一 ―一一	